

令和元年度 8 月 邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和元年 8 月 23 日（金）

13 時 30 分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 13 名

1 田中 正規	2 植田 眞二	3 細貝 輝男	4 高木 敏彦
5 日野 静則	6 宮本 武	7 末田 麻理江	8 玄羽 和幸
9 沖田 浩	10 古川 初登	11 椿 徹	12 三上 孝行
13 大石 幹夫			

出席推進委員 10 名（欠席 6 名）

	2 佐々木 昭三	3 丸原 博幸	4 日高 英二
5 小笠原 博文	6 日野 武信		8 北村 豊弘
9 日高 甚蔵	10 小笠原 三津夫		
13 上田 義憲	14 野田 敏博		

議事日程

第 1 会長挨拶

第 2 議案

①農地法関連

- ・ 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

②農業経営基盤強化促進法関連

- ・ 議案第 4 号 邑南町農用地利用集積計画について

③農地法関連

- ・ 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 人・農地プランについて
- (2) 事務連絡

会議の概要

議長	これより第5回邑南町農業委員会総会を開催いたします。 (会長あいさつ) 議事録署名委員さんの指名ですが、13番の大石委員さん、2番の植田委員さんをお願い致します。今日は推進員さんの方で欠席がありまして、7人ほど欠席が出ております。欠席届を必ずみなさん出すように、ひとつよろしくお願い致します。6人ですね、失礼しました。今回6人のうち1人が欠席届を出しておられますが、事前に連絡のない人もありますし、出来ればそこらへんきちんとしていただきたいというように思います。以上でございます。 それでは議題の方に入ります。①農地法関係、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。
事務局	失礼致します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、今月は3件です。 申請番号ですが013-3、農地の所在は鱒渕××、登記地目田、面積は924㎡です。3条の無償の所有権移転です。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は△△△△です。 続きまして申請番号013-4、農地の所在は和田××、登記地目田、面積1968㎡、同じく和田××、登記地目田、面積1263㎡、同じく和田××、登記地目田、面積987㎡、3条の無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は●●●●。 続きまして申請番号013-5、農地の所在は高見××、登記地目田、面積935㎡、同じく高見××、登記地目田、面積424㎡、同じく高見××、登記地目田、面積496㎡、3条の無償の所有権移転です。譲渡人は▲▲▲▲、譲受人は■●■●です。以上3件です。
議長	はい、ありがとうございます。3番の案件は私が担当ですので変わってやりたいと思います。 ～ 議長交代 ～
代理	それでは失礼致します。会長の案件ですので変わって私の方が勤めさせていただきます。 そうしましたら013-3、農地法3条の議案です。ひとつ、説明の方よろしくお願い致します。
1番	はい、昨日武信委員さんと合流しまして、現地を見に行きました。場所はですね、生コンの会社がありますが、それから下対方面に入りまして2枚目の田んぼになります。最初は桜の木が植樹してありまして、その次の田んぼになりました。事情は本人さんに聞きましたところ、どうも親類付き合い以上の付き合いを今までしてきて、何とかもうこれできれいになるということで、無理矢理頼まれたような状況で。譲受人さんは建設会社の社長ではございますが、まあ私の年じゃけえというようなことでいろいろあるとは思いますが、とりあえずは譲り受けるということでやむ負えなしに引き受けた、まあ身体が続く限りは作りたいということでした。まあ面積的にも、それからチェックシートに従っても問題ない

代理 推 6 番 代理	とは思いますが。どうかよろしくお願い致します。 はい、ありがとうございました。そうしましたら日野委員さん、なにか。問題ないと思います。 はい、ありがとうございます。そうしましたらなにか、みなさんの方で質問、ご意見等ございますか。よろしくお願いを致します。 ありませんでしょうか。 (意見、質問なし) そうしましたらないようですので、採決に入りたいと思います。013-3 号、申請番号ですが、賛成でしたら挙手の方、ひとつよろしくお願い致します。 (全員挙手) はいありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めることに致します。ありがとうございました。
議長 11 番	～ 議長交代 ～ ありがとうございました。それでは 4 番に参ります。椿委員さん、お願い致します。 それでは申請番号 013-4、□□□□さんから●●●●さんへの農地譲渡の申請についての説明でございます。申請地は瑞穂地域の高原地区、××集落にあります。瑞穂地域と羽須美地域を結ぶ邑南道路の近くなんですが、地図をもって確認してみてください。譲渡人の□□さんはもう生活基盤を完全に広島に移されるということで、住居を解体され農地は手放したいと考えられております。また譲受人の●●さんは◎◎に勤務されながら邑南播苗生産組合の一員として造林用の苗木を作っておられます。高原地区のトンネルハウスで種からの毛苗と言われる苗ですかね、毛苗という苗を作っておられます。まあ田でない育苗のことなんですが。それから中野地域の果木団地で××と呼ばれる農地で、それを移植して約 2 年間育て出荷されております。作業は●●さんを中心に矢上の方が家族の手を借りながらやられておりますし、また忙しい時には、出荷の忙しい時には作業者を雇用されているようでございます。高原地域で毛苗を作るのは、実家のご両親が稲を作りながら応援されています。規模を拡大したいと用命があった時に実家のお父さんの方に□□さんから農地の譲渡の話がありましたんで、それを受けられたようです。申請地の一部は手苗を作る離れとして、それから一部を今まで通り米作りの田んぼとしてご両親の協力を得ながら農地耕作利用をされるということです。チェックシートの地域の調和要件については、申請地の隣は実家の水田でもありますし、また近くには毛苗を作る圃場もあります。今回の申請は近所の人たちにも話されているそうでございます。以上でございます、よろしくお願い致します。それと、いろいろな質問をするに当たり、北村委員さんと中野の方の××の方にいってお話を聞いております。以上でございます。 議長 推 8 番 はい、ありがとうございます。北村委員さん、ありましたらお願いします。 はい、別に問題ないと思われますので、どうか承認されますようお願いした

議長 10 番	いと思います。 はい、意見質問等ありましたらお願いします。 これは事務局に確認なんですが、譲渡面積が今の例でいきますと 4218 m²ということになっておりまして、それで譲受人の経営面積が経営自作借入とかでいろいろ数値が上がるとるんですが、今回新たに譲り受けられる 4218 m²っていうのはこの経営面積の上がってる数字の中には、これが、この 4218 m²っていうのは譲渡人の、この例でいえば 7478 m²のうちに含まれるのか、それとも譲受人の経営面積の中に含まれるのか、これちょっと教えていただきたいんですが。
事務局 10 番 議長	はい、失礼します。譲渡人の方に入った面積となっております。譲受人の方にはまだ入っていない面積分ということとなっております。 はい、ありがとうございます。 はい、その他ございますでしょうか。 (意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。013-4 番の案件に際しまして、賛成する方の許可を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして5番に参ります。玄羽委員さん、お願いします。失礼しました、椿委員さん、お願いします。
11 番	すいません、それでは申請番号 013-5、▲▲▲▲さんから■■■■さんへの農地の譲渡につてでございます。申請地は瑞穂地域の高原地区、××集落にあります。高見宇都井道路沿いにあります、地図をもってご確認ください。譲り人の▲▲さんは広島に住んでおられますが、実家は高見町にあり農業をされております。申請地は実家とはずいぶん離れた位置にあり、申請地は現在▲▲さんから依頼されて約 10 年間くらい■■さんが耕作されておりました。お父さんも高齢となられ、自身も、▲▲さんも将来耕作することはないと考えられ、この度の申請になりました。譲受人の■■さんは建築業の傍ら夫婦と、勤めをされている息子さん夫婦と4人で米作り、野菜作りをやっておられます。農地権利移動許可チェックシートに照らし合わせ、問題ないと思います。この度は2人で、時間の都合で2人で話をすることは出来ませんでしたけども、よろしくお願いします。
議長 推 9 番	ありがとうございました。日高委員さん この度ちょっと椿委員さんと一緒に行くことができませんで、椿委員さんの方にすべてお任せしてしまいました。
議長 9 番	はい、ありがとうございました。意見質問等ありましたらお願い致します。 今椿委員さんの方から説明がありましたが、この▲▲▲▲さんの貸し付けとる面積と、今回の議案に出とる面積が同じものなので、これは■■さんへ貸し付けをされている土地とみてよろしいでしょうか。
11 番 9 番 議長	そうでございます はい、分かりました。 その他ございますでしょうか。

事務局	(意見、質問なし) はい、ないようですので採決に入ります。013-5 番の案件に関しまして、賛成する方の許可を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。
事務局	はい、失礼致します。第 2 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請について、今月は 1 件です。この案件につきましてですが、先月の持ち越し案件となっております。 申請番号は 014-4、農地の所在は中野××、登記地目畑、面積 326 m²、同じく中野××、登記地目畑、面積 665 m²、同じく中野××、登記地目畑、面積 310 m²、同じく中野××、登記地目畑、面積 415 m²、同じく中野××、登記地目畑、面積 645 m²、申請人は◎◎◎◎です。転用目的は植林です。所要面積は合計で 2361 m²です。転用理由は農地として管理が困難なためヒノキの植林により管理をする、です。この土地は第 2 種農地と第 1 種農地の混合です。農用地区域外です。法第 4 条第 6 項但し書き、及び則第 36 条により許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。以上 1 件です。
議長 5 番	はい、ありがとうございました。日野委員さん。 それでは申請番号 014-4、先程事務局の方からもありましたが先月の持ち越しの案件でございます。申請人ですが◎◎◎◎さんは今現在一人で暮らしておられます。83 歳と高齢でもございます。それで場所でございますが次のページをめくっていただきますと、左の分の上のところが中野地区の四つ葉の里という障害者の施設、緑風園、あるいは養護学校、そして愛香園という四つ葉の里の施設がありまして、そこから約南西方向に 500m くらいのところに当たります。そして 8 月 16 日に上田推進委員さんと 2 人で現地確認をさしていただきまして、チェックシートに照らし合わせて現地を確認致しました。別に問題ないという風に二人で判断を致しましたのでどうぞよろしくお願いいたします。以上です。
議長 推 13 番 議長	はい、ありがとうございました。上田委員さん。 はい、今日野さんの言われた通りです。 はい、ありがとうございました。意見質問等ありましたらお願い致します。 前回、1 種の農地が何パーセントならええとか悪いとかいう話がありました。が、補足できますか。
事務局	はい、則 36 条のところによりまして、事業に供すべき土地の面積という、一体として事業を行うということで、植林、今回でいうと植林が当たるといったところで、それがですね申請地が得である分のもの+近隣にあります植林地が 4127 m²と 122 m²を足したもの、6610 m²が全体の事業面積に当たるものと考えられます。そのうち第 1 種に当たるものの面積は 1370 m²、ここで言いますと下の 3 つ、第 1 種と書いてある部分の 3 筆合わせますと 1370 m²ということで、割合で言うと 20.7%ということで、則 36 条にあります 3 分の 1 を越えない部分、申請地につ

議長 9 番	いて3分の1を越えない部分という風に読めるということで、この部分で許可相当と思われるということにしております。 はい、ありがとうございました。その他ございますでしょうか。 先月の議案書、今ちょっと確認してるんですが、一番上の××、それが先月1種だと言われたように自分ちょっと記入しているんですけど。
議長	すいません、今周りの人から2種だって言われたんで多分2種だと、自分が書き間違いだと思います。失礼しました。
議長 事務局	はい、その他ございますでしょうか。 これ農用地区域外になっとるん？ はい、地図上で確認をしております。農地区域のエリアを示す地図がありますので、その中で確認をしたところそれから外れているという風に判断をしております。
議長 事務局	農用地区域外だったら転用申請いるんかいな。 いります。
議長 10 番	外すことはいらんのか。はい、分かりました。 先程事務局の方で6千何㎡とか言われたんですがあれはどういったこと、数値の根拠を教えてください。
事務局	地図をご覧いただければと思います。こちらの申請の右が、地図で言うと右側になりますが、××というものが申請の下の方に1筆あります。そちらの方が4127㎡、それから××ということで、若干見にくいんですが××の下部分のところにかかる部分が122㎡、これが共に植林をされている場所という風になっております。こちらを2筆合わせたものと申請の2361と合わせまして6610という風な根拠となっております。
10 番 議長	ありがとうございました。 はい、その他ございますでしょうか。 (意見、質問なし)
10 番 議長	ないようですので採決に入ります。申請番号014-4に関しまして、賛成する方の許可を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。
事務局	はい、失礼致します。議案第3号、農地法第5条の規定による許可について、今月は1件です。 申請番号は015-7、農地の所在は高見××、登記地目畑、面積は62㎡です。無償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は◇◇◇◇です。転用目的は駐車場で、申請事由は隣接の駐車場が手狭なため拡張したいです。所要面積は土地造成が62㎡、駐車場整備が2台分です。法第5条第2項但し書きにより許可出来るものと判断をしております。以上1件です。 それですいません、一部訂正をしていただければと思います。次のページはぐ

議長
8 番

っていただきまして、担当の委員さんの方ですが、すいません、椿委員さんを書いておりますが玄羽委員さんの間違いでございますのでお詫びをして訂正をさせていただきますと思います。以上です。

はいありがとうございました。玄羽委員さん、お願い致します。

それでは申請番号 015-7 について説明を致します。この案件につきましてはですね、議案書が届きますかなり前にですね、話が耳に入っておりましたが、議案書が届きましてですね、譲受人が長男の◇◇◇◇さんということでございましたので、その父親の◆◆◆◆さんにですねお話を伺いに、まあ現地調査等の日程を調整した上で家に上がってお話を伺いました。それでこの案件についてはですね、申請から許可後の工事等々も含めてですね、これはすべて◆◆◆◆さんの方がされるということでございましたので、21 日に推進委員の日高さんと現地調査に行ってですね現地の確認と話を伺いました。それで場所の方ですが、ちょっと地図見ていただければと思いますが、左側の図面ですけど、これは県道の 31 号、今の邑南線沿いの高見集落に申請地があります。申請地の隣はですね、これは警察のマークが付いておりますが、川本警察署の高原駐在所という、現在駐在はされておりますけどもパトロールの際に立ち寄って利用をされている、その隣ということになります。それで県道を挟みまして申請地の真向かいが◆◆◆◆さんの住宅ということでございまして、この図面を見てもらってですね、駐車スペースは家の前に全くないということで、今度申請地の前のスペースをですね、今現在駐車場として使われているということでございます。この地図を見ますとですね、駐車場の、申請地の前がちょっと広いように見えるんですがこれは大変ちょっと手狭な状態でございまして。申請理由としましてはですね、この駐車場への、現在の駐車場への出入り、これに際しては車両の通行の関係もあってですねなかなかバックしての駐車が出来にくくてですね、大体前進駐車というような格好になるとということ、まあ駐車場での場所が手狭ということで、その中での方向転換ということもしにくいうこととですね、ここへの出入りはバックで出るということになる訳ですけどもこれが結構車が来ます通りで、安全の確認がしにくいという話でございまして。この 21 日にですね、現地調査の際に私も前進での駐車しか出来なかったのが前進で駐車致しましたがやはりバックする際にですね、道路に出る際にですね、大変安全面というものに不安があるということをも私も思っておりました。それと来客があった場合に駐車場がなくて、路上駐車ということにもならないということで、交番のところで車を降りて駐車をされているのが現状だということでした。こうした状況とですね、手狭な状況、更には安全面を重視をされて今回申請をされたということでございました。それとこの申請地の方、道路に、県道に面しました側とですね申請地の両サイド、ここに水路がありまして、大きな水路ではありませんけど水路がありまして、駐車場にした場合に大雨等降った場合にですね、周辺への被害が生じることは多分ないという風に思っております。それと駐車場への転用によりまして、周囲への支障が生じる恐れもないという風に判断を致しております。近隣の方へもその辺の話はもう既に通っているということでございました。ということでございますのでよ

議長 推 9 番	ろしお願い致します。 はい、ありがとうございました。日高委員さん。 玄羽委員さんと行かせていただいて、特には何も気になるところはお話で出て来なかったの、いいと思います。
議長 9 番	はい、ありがとうございました。意見質問等ありましたらお願い致します。 度々申し訳ありません。ちょっとひとつ気になりましたので玄羽委員さんに聞きたいんですが、この申請地と今の県道の間にもう 1 筆あるんですけど、これは◇◇さんの土地になるんでしょうか。
8 番	この申請地の前のスペースですね。ここは以前にですね家が建っておりまして、それを崩されて今駐車場として使っているということでもあります。
9 番	そこを通って道路に出られる訳ですよ。今回申請された土地から県道までの間。
8 番	だから今駐車場として使われてる奥の奥のところを申請されとる訳で。
9 番	その、今の申請地と県道の間はもう◇◇さんが取得されとる。
8 番	そうそう、そこへ繋がっております。その奥のところを駐車場にされて、それで今度その奥行きますと繋がっておって前進で入っても前進で出られるということ。さっきも言いましたけど来客があった場合に路上駐車という風なことになるとということで、目の前を通るんですがそういうこともありまして。
10 番	申請人の住所が高見の××になっておりまして、それで今、県道挟んで申請地が反対側なんです、ここに◆◆◆◆さんですか、◆◆さんですか、これがですね番地が違うんですが、この申請人と◆◆◆◆さんですか、今お話が出とりましたけど、これは同居しとられるという訳ではないですね。
8 番	長男さんで。
10 番	長男さんの名前で申請されとるわけですね。それで長男さんというのは、この今の申請地の周辺ではないと思うんですが、番地からいうと。××番地ということになると、ここら辺りで××番地いうたら大分離れてるのかなと思うんですが。そこいらは実際にはお父さんが住んどられる家の駐車場として使われるのを、ご長男の名義で取得するということになるんだと思うんですが。この辺どうですか。
8 番	現在ですね、申請地の前のスペースで家族 3 台車を納めておられます。長男と、子供さんと、◆◆◆◆さん、3 台停めておられます。
10 番	同居ではない方が、ここに住んでない人が申請人に出とるいうんで、形の上ではなっとるんでその辺どうかなと思うんです。
事務局	はい、失礼いたします。確かに地籍のこの番号を見ますと、××辺りが◆◆◆◆さんと◇◇◇◇さんの住宅という風になっております。もしかすると旧住所が、違うところに家があられてそちらに入られたのか分からないんですが、現在は××と書いてある辺りにはお二人ともお住まいということで、住所もそちらになっている模様ですが、ちょっと地番が違うのかなというところございます。
推 10 番	××は住宅じゃないですか。高原の、※※のところの。だけえ住宅に前おられて、で高見に帰って一緒に住んどられるという、ではないでしょうか。

8 番	今回の申請を◇◇さんの名義にされたというのは、お父さんの方の◆◆◆◆さんの方にいろいろな事情があって、そういう配慮があって今回名義を、長男の◇◇さんの方にしたいということで
10 番	それは分かるんですが、これ息子さんの、ご長男の方の住所変更の手続きが住んでないということでもいいんですか。この文面、このままで額面通りに見るとちょっと。
9 番	◇◇さんが、##のちょっと先に住んどっちゃって、今調べたらあそこの番地だと。
事務局	ですね、ちょっと違うところになっとして。
9 番	##があって、あれから県道の方じゃない、細い道に入りますわね。
事務局	橋のたもとのところを、%%とかあるところを曲がらずにまっすぐに行って@ @がある前の方だと思うんですけど。
9 番	あそこに一時住んどんさったけえ。
事務局	多分元の住所、それを引きずって多分ご家族でそのまま持っていったらいいか、住民票がそのままになっていかれとるんじゃないかなと。なので多分両方ともお名前のところの住所は××番地になっとなったのは見ましたので。
??	そのまんまの住所をもって今のところに住んどって。
事務局	じゃないかなと。なので前の住民票そのままの住所のままいっとすると思われま
議長	す。
事務局	これは、直さんでもいいん？
議長	いいことはないと思いますけどね。いいことはないんですけど、それで許可出来ないという理由にはなりにくいんかなと思いますけど。
事務局	どうしましょう、きちっと住所を変えてもらう？
議長	今の多分いろんな手続き上の住所を、××をそのまま使っと思われると思いますので、多分今農業委員会として変えなさいというのはちょっと言えないんじゃないかと。
議長	はい、なかなか他の手続きもあるようですので、今回はこの申請通りで採決をしたいという風に思います。
8 番	それは、私説明しといて言うのも何なんですけど、この住所は先ほど言われましたようにですね、前の◇◇さんの家の場所であれば、これずいぶん前なんです。それで現在のところに変わられたのは、その家を持っておられた方から買われて、現在の申請地の前におられる訳で、だからこの住所はですね、全然住所変更もしてない、そういうことになりますんで、やはりきちんとね、はっきりした時点で審議をしかんという風にしてもらわないと、いい加減なやり方をしとっちゃいけないと思うんですよ。で、これちょっと説明の時に言わなかったんですけども、◇◇さんの方にはもうオッケーが出たような感じで、更に工事については具体的にこういう風にしようというような話、また工事の完成の申請は、完成の報告といいますか、そういう風なものを一番にやるというような話もあったという風に聞きまして。◇◇さんも私もですね、これちょっと納得できないなというようなことがありまして。審議、農業委員会で審議を済んだ後そういう話が出る

議長

のならまだしもですね、まだ審議も出来てない状況でいかにもオッケーなんだというような話を前提にしたような話があったという風に相手側の方は言っておられる。8月のところであったということもありますので、この今回の案件については、◇◇さんの方には私が十分に説明を致します。一応きちっと住所等についてですね、きちっとどういう風になっとなるかと、その辺がはっきりした後で再決議をしていただきたいという風に思います。どうでしょうか。

委員さんからのお話にもありましたように、今回は保留という形にしたいと思います。よろしゅうございますか。これはまた来月でも出していうことにしたいと思います。

それでは②の農業輕輕基盤強化促進法関連議案、議案第4号、邑南町農用地利用集積計画について。これは皆さんでご覧になって、意見質問等ありましたら質問でお受けいたします。よろしくお願いします。

(意見、質問なし)

はい、どうでしょうか。よろしゅうございますか。一応議案でございますので採決を取りたいと思います。今月は1件でございますが基盤強化法第19条の16の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。

続きまして報告第1号、農地法第3条の3の規定による相続等の届出について。これはみなさんご覧になって、意見質問等ありましたらお願い致します。

(意見、質問なし)

はい、よろしゅうございますか。

それではその他の方に入ります。

(その他)

(1) 人・農地プランについて

(2) 事務連絡

次回の総会は、9月24日(火)13:30からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印